

監査公表第 811 号

包括外部監査の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 12 月 23 日

京都市監査委員

1 令和5年度包括外部監査（令和6年3月29日監査公表第804号）

(育成推進課－1)

指 摘 事 項
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.3 地域学童クラブ事業補助</p> <p>2.3.1 事業概要</p> <p>2.3.1.4 実績等報告</p> <p><b>【指摘事項1】地域学童クラブ事業の収支決算書</b></p> <p>地域学童クラブ事業の収支決算書の「京都市からの補助金額」について、補助団体の見通し額を記載したものは入手しているものの、確定金額を記載したものは入手していない。</p> <p>京都市地域学童クラブ事業補助要綱に基づき、確定した補助金の額を記載した収支決算書を入手する必要がある。</p>

講 じ た 措 置
<p>令和5年度分の実績報告から是正するため、各運営団体へ確定金額が記載された収支決算書の提出を依頼し、令和6年8月19日までに各運営団体に係る収支決算書を全て入手した。また、係内の進捗管理表へ明記し、受領漏れがないよう対策を講じた。</p>

指 摘 事 項
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.5 児童館学童連盟助成</p> <p>2.5.1 事業概要</p> <p>2.5.1.2 児童館学童連盟補助金の概要</p> <p>【指摘事項2】児童館学童連盟補助金の対象業務 社員総会・理事会などの会議運営、各公益事業の財務管理、加盟団体の用に供することを含めた諸規定の整備等の活動に関する「法人会計」の経費に対し補助金の対象としているが、交付要綱の補助金対象業務に照らし、補助金対象外とする必要がある。</p>

講 じ た 措 置
<p>令和6年度から、收支予算書等において、交付要綱の補助金対象業務に該当しない経費が補助金の対象外になっているかを確認することとした。</p>

指 摘 事 項
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.5 児童館学童連盟助成</p> <p>2.5.1 事業概要</p> <p>2.5.1.2 児童館学童連盟補助金の概要</p> <p>【指摘事項3】児童館学童連盟補助金の実績報告書の決算金額</p> <p>児童館学童連盟補助金に関する「補助金実績報告書」の決算額と事業者の「財務諸表」とが異なっている。京都市は提出書類である「補助金実績報告書」の決算額と「財務諸表」を照合する等、補助金実績報告書の正確性について確認する手続を実施する必要がある。</p>

講 じ た 措 置
<p>令和5年度分から、「補助金実績報告書」の決算額と「財務諸表」を照合し、補助金実績報告書の正確性を確認することとした。</p>

2 令和4年度包括外部監査（令和5年3月30日監査公表第799号）

(会計－1)

指 摘 事 項
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 会計</p> <p>1.2 資産</p> <p>1.2.2 基金</p> <p>1.2.2.2 基金収入の対象となる取引の会計処理</p> <p>【指摘事項1】基金収入の対象となる取引の会計処理の見直し 資本取引と損益取引とを明確に区分する必要があるため、賃貸料収入、固定資産売却益、寄附金、基金運用益は損益計算書の収益に計上するべきであり、「資本の部」の「資本剰余金」に計上するべきではない。</p>

講 じ た 措 置
<p>これまで資本取引として収入していた賃貸料収入、固定資産売却益、寄附金及び基金運用益については、令和5年度決算から損益取引として収入することとした。</p>

指 摘 事 項
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 会計</p> <p>1.5 減損会計</p> <p>1.5.2 固定資産のグループ化</p> <p>【指摘事項2】減損会計における固定資産のグルーピングの見直し</p> <p>固定資産の減損会計の適用に当たり、賃貸用不動産及び未利用地については、個々の資産ごとにグルーピングを行う必要がある。</p>

講 じ た 措 置
<p>減損会計の適用に当たり、水道事業会計において使用している固定資産については、水道水の製造から販売まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから一つの資産グループとしていたが、賃貸用不動産及び遊休資産（未利用地を含む。）については、個別の資産ごとにグルーピングを行った（令和6年1月）。</p> <p>このうち一部の資産については、減損損失の計上が必要であったため、令和5年度決算において損失を計上した。</p>

指 摘 事 項
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 会計</p> <p>1.5 減損会計</p> <p>1.5.3 山間地域の休止浄水施設等の減損会計の検討</p> <p>【指摘事項3】山間地域の休止浄水施設等の減損会計の検討</p> <p>山間地域の休止浄水施設等については、減損損失の判定を行い、減損損失を認識すべきとの判定結果となった場合は減損損失を計上する必要がある。</p>

講 じ た 措 置
<p>指摘事項2に対して講じた措置の中で、山間地域の休止浄水施設等については、現時点で事業活動における収益獲得に貢献している施設ではなくなっている点を鑑み、遊休資産として水道事業資産から区分して、個別の資産ごとにグルーピングを行った（令和6年1月）。</p> <p>当該休止浄水施設等については、減損損失の計上が必要であったため、令和5年度決算において損失を計上した。</p>

(監査事務局)